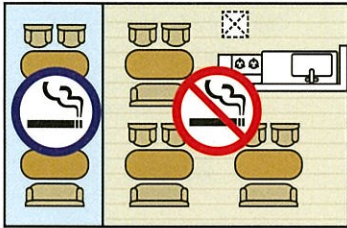


C シガーバー（スナック）における対策

シガーバー（スナック）は、以下のいずれかの喫煙環境を選ぶことができます。

シガーバー（スナック）とは、たばこの対面販売を行い、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものをいいます。

1. 客席の一部を喫煙可にする場合（＝喫煙目的室の設置）



① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙室の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、その場所が「喫煙を目的とする場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶ 右記のデザインを参考に、標識を掲示しましょう。

▶ 2020年4月1日から義務化されます。



喫煙目的室

Smoking room



20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

シール⑨「喫煙目的室標識」

② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、「喫煙可能な客席があること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶ 右記のデザインを参考に、標識を掲示しましょう。

▶ 2020年4月1日から義務化されます。



喫煙目的室あり

Smoking room
available



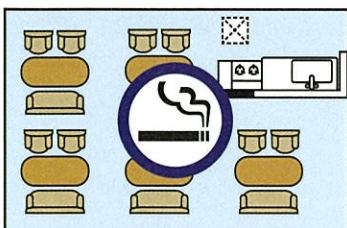
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

シール⑩「喫煙目的室設置施設標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

2. 屋内全部を喫煙可にする場合（＝喫煙目的室の設置）



店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。標識は、「全面喫煙可であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶ 右記のデザインを参考に、標識を掲示しましょう。

▶ 2020年4月1日から義務化されます。



喫煙目的店

Smoking area



20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

シール⑪「喫煙目的室標識」

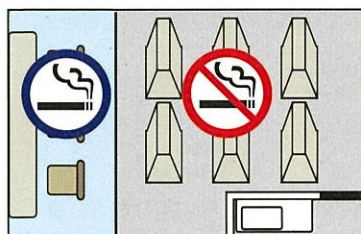
屋内喫煙可とする場合は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

D たばこ販売店における対策

たばこ販売店は、以下のいずれかの喫煙環境を選ぶことができます。

1. 施設の一部を喫煙可にする場合 (= 喫煙目的室の設置)



① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙室の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、その場所が「喫煙を目的とする場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶ 右記のデザインを参考に、標識を掲示しましょう。

▶ 2020年4月1日から義務化されます。



設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、「店内に喫煙可能な場所があること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶ 右記のデザインを参考に、標識を掲示しましょう。

▶ 2020年4月1日から義務化されます。



喫煙目的室

Smoking room



20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

シール⑫「喫煙目的室標識」



喫煙目的室あり

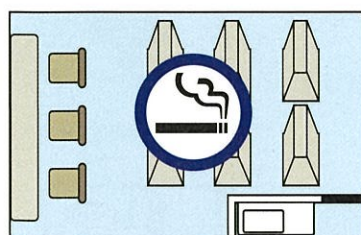
Smoking room
available



「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

シール⑭「喫煙目的室設置施設標識」

2. 屋内全部を喫煙可にする場合 (= 喫煙目的室の設置)



店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。標識は、「全面喫煙可であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶ 右記のデザインを参考に、標識を掲示しましょう。

▶ 2020年4月1日から義務化されます。



喫煙目的室

Smoking area



20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

シール⑬「喫煙目的室標識」

屋内喫煙可とする場合は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。